

委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーペリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Web会議【発注者指定型】）

- 第7条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。
- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【発注者指定型】）

- 第8条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。
- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

- 第9条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。
- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

- 第10条** 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。
- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（本業務の特記仕様事項）

- 第11条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

（業務の目的）

本業務は、文化の森総合公園の長寿命化計画の見直しを目的とするものである。

（業務箇所）

業務箇所は文化の森総合公園とする。ただし、長寿命化計画の対象とならない区域(既存の水辺、湖沼及び樹林地等)は除く。

(業務内容)

本業務の内容は、国土交通省の「公園施設長寿命化計画策定指針(案)【改訂版】」に基づき、「徳島県公園施設長寿命化計画(平成30年10月改定)」の文化の森総合公園の予防保全型施設について、「健全度調査と健全度・緊急度の判定」を実施し、計画を策定する。事後保全型施設については日常点検や定期点検結果を踏まえ、計画を策定する。

詳細な内容については別紙1による。

(報告書の作成)

以上の結果を、公園施設長寿命化計画報告書(計画調書、点検票等)として取りまとめる。

(成果品)

公園施設長寿命化計画報告書・・・紙ベースおよび電子データ(CD-R等)2部

報告書に記載する調書および点検調査票等の内容は以下のとおりとする。

- ・公園施設長寿命化計画書・・・・・・・・・・・・・・・・〔様式0〕
- ・公園施設長寿命化計画調書(総括表)・・・・・・・・〔様式1〕
- ・公園施設長寿命化計画調書(都市公園別)・・・・・・・・〔様式2〕
- ・公園施設長寿命化計画調書(公園施設種類別現況)・・・・〔様式3〕
- ・公園施設長寿命化計画基礎資料(点検調査票)・・・・〔様式4〕
- ・計画に示した長寿命化対策の根拠となる資料等(ライフサイクルコスト算出根拠等)
- ・各種施設の点検調査表および写真
- ・必要に応じて、上記説明資料や図面等
- ・打合せ記録簿

※本業務は、電子納品対象委託であるため、電子納品ガイドラインに基づく納品を行う。

(その他)

- 1 調査・計画内容、成果品等の詳細や、本業務を遂行する上で生じた疑義にあつては、発注者と協議して定めるものとする。
- 2 資料収集は、都市計画課ほか、各公園を所管する県土整備部の庁舎等で行うほか、必要に応じ、これらの担当者からヒアリングを行うものとする。
- 3 参考資料として次の資料を貸与するものとする。

「文化の森総合公園 施設台帳」

「R2徳島 文化の森総合公園 徳・八万 公園施設長寿命化計画策定業務(1)」

別紙1

1. 健全度調査と健全度・緊急度判定

健全度調査等は、予備調査において「予防保全型管理を行う候補の施設」に分類された公園施設を対象に、個々の施設毎に健全度調査ならびに健全度・緊急度判定を行い、その結果を「健全度調査票」等に整理する。

1-1. 健全度調査

健全度調査等は、「予防保全型管理を行う候補の施設」について、一般施設・遊具・土木構造物・建築物・各種設備という調査対象施設の区分に応じて実施し、対象施設全体の状況(個別の施設の状況だけでなく、施設の配置や周辺を含めて確認する)と共に、より詳しく構造物や消耗材の劣化や損傷の状況を確認し、後の判定や計画の基礎情報とするために実施するものである。

調査は、予備調査による「健全度調査票」を用いて、撮影・記録等を行いながら各部材や消耗材ごとに劣化や損傷の状態を確認し、予防保全型管理における対策時期(補修もしくは更新時期)の想定や、必要に応じて施設本体とその周辺に存在する危険性の有無、公園の顔やシンボル等としての美観的価値について確認する。

調査方法等の詳細については、「公園施設長寿命化計画策定指針(案)【改訂版】」(以下指針案)に基づくものとし、既往の点検結果資料等があれば、その結果を基礎資料として活用することを基本とする。

健全度調査は、多岐に亘る施設を様々な分野の技術者が行うこととなるため、調査者の技量や調査の実施方法

などの詳細が異なることが想定される。このため、調査者ならびに調査方法等については、監督員との協議により決定する。

なお、本項は当該業務の主たる部分には該当しない。

(1) 一般施設

一般施設は、基本的には製品を主対象とし、高価で複雑な構造を有し、長寿命化対策を講じることによりライフサイクルコストの縮減が図れる施設を対象とし、以下のように細区分する。

調査は、対象施設全体および主要部材について目視等により確認し、写真や「調査票」に整理する。

一般施設の種別

種別 施設の内容

一般施設 A

バックネット・バスケットゴール等、照明施設・引込柱・時計(高価なもの)、門・柵(高価なもの、転落防止目的等、柵は200m 当りとする)

一般施設 B

ステージ、デッキ、記念碑等(鋼製のモニュメント等)、噴水等

一般施設 C

休憩所・四阿・パーゴラ・日陰だな等(面積10 m²以上)※

※製品でない場合は、建築物として扱う

(2) 土木構造物

土木構造物は、擁壁(RC 造H2.0m 以上)・橋梁(L10.0m 以上、ただし鋼橋は全て)・木橋等の種別ごとに、既往のマニュアル等に準じて調査を実施する。なお、適用する資料については指針案に基づくとともに、監督員との協議により決定する。

(3) 建築物

建築物は、面積10m²以上の建築物を対象として、既住の点検結果資料等を基礎資料として、主に目視による調査を行う。

なお、「建築基準法第12条第2項」に基づく定期点検が行われている施設については、当該点検結果を参考に必要な調査を行うとする。

1－2．健全度・緊急度判定

健全度判定は、健全度調査で得られた情報を基に、公園施設ごとの劣化や損傷の状況、および安全性などを総合的に確認し、公園施設の補修もしくは更新の必要性について、総合的に判定を行う。また、その結果に基づき、施設の補修もしくは更新に対する緊急度についても判定する。

(1) 判定基準等

判定基準の詳細については指針案に基づくとともに、監督員との協議により決定する。また、判定の経緯と結果については、「健全度調査票」ならびに「公園施設長寿命化計画基礎資料(様式2)」に明記する。

(2) 調査および判定者の資格

健全度調査ならびに健全度・緊急度判定を実施する調査者の資格と技量については、指針案に参考例が示されており、それぞれの施設ごとにふさわしい専門技術者、あるいは技術士またはこれら同等以上の知識や経験を有するものを行うこととする。

2．長寿命化計画の策定

長寿命化計画の策定は、長寿命化のための基本方針、長寿命化対策の検討、ライフサイクルコストの検討等を行い、長寿命化対策や更新を行う年度や費用が適正にバランスするよう調整し、その結果を長寿命化計画として取りまとめる。

2－1．基本方針の設定

基本方針は、公園施設の長寿命化のための基本方針と、日常的な維持管理に関する基本方針を取りまとめる。前者では、予防保全型管理を行う施設と事後保全型管理を行う施設、ならびに植栽管理についての基本的な方針を設定する。後者では、日常の点検や定期点検における留意事項や、異常を発見した場合の留意事項などについて、基本的な考え方を整理する。

(1) 公園施設の長寿命化のための基本方針

公園全体の状況と照らし合わせた上で、公園全体のあり方ならびに個別の施設毎に、長寿命化のための基本方針を検討する。長寿命化のための基本方針は、予防保全的管理を前提として、その詳細について検討する。

具体的には、次回以降の定期的な健全度調査の実施方針とその頻度、計画的な補修についてその内容や頻度ならびに更新時期の判断に関する方針などについて、取りまとめる。

(2) 日常的な維持管理に関する基本方針

公園の管理体制（人員配置・指定管理者の導入など）に関する方針、年間の維持保全内容（清掃・保守・修繕）に関する方針、日常点検や定期点検など実施方針（体制・点検方法・頻度・判断基準等）、異常が発見されたときの措置方針（連絡体制や想定される措置方法等）などについて、取りまとめる。

2－2. 公園施設の長寿命化対策の検討

各公園施設ごとに、具体の長寿命化対策を検討し、その費用を算出する。計画期間を設定し、その間における長寿命化対策とその費用について検討する。基本的には予防保全型施設が中心となるが、合わせて事後保全型施設についても検討する。最終的に、個別施設の計画を並べ、公園全体としての平準化を図り、さらには対象自治体全体での平準化について検討する。

(1) 計画期間などの設定

計画期間は、計画策定から概ね10 年間とし、計画期間終了年度を目標年度とする。公園施設の長寿命化対策とは、この期間に実施する対策内容を指すものとする。

予防保全型管理における「使用見込み期間」は、「整備時からの経過期間」＋「延命期間」（実施した補修（1～複数回）により長寿命化が図られた期間）とする。事後保全型管理における「使用見込み期間」は、「処分制限期間」＋「劣化が著しく進行するまでの期間」とする。

更新見込み年度は、上記の使用見込み期間の終了年度とする。なお、使用見込み期間の設定については、指針案を参考に監督員との協議により決定することとする。

(2) 予防保全型管理施設に対する長寿命化対策の検討

予防保全型管理施設に対しては、定期的な健全度調査を設定（概ね1 回/5 年以上、実施することが望ましい）しその費用を計上するとともに、健全度や緊急度に応じた補修内容や対策時期の検討を行い、それにより得られる延命期間を設定し、使用見込み期間を決定する。または改築等に対する緊急度を判定する。判定に際しては、工事内容・利用状況・影響範囲などを総合的に勘案して、判定する。

(3) 予防保全型管理施設に対する長寿命化対策費の算出

使用見込み期間における長寿命化対策費を、公園施設ごとに算出する。長寿命化対策費は、使用見込み期間中に生じる費用で、「定期的な健全度調査に関する費用」＋「補修費」とする。

(4) 事後保全型管理施設に対する検討

事後保全型管理施設に関する維持管理とその費用について計画期間中に使用見込み期間が終了する施設については、「日常的な維持保全費」に「撤去・更新に関する費用」を加えて計上し、終了しない施設については「日常的な維持管理費」のみを計上する。

(5) 年次計画の検討

年次計画は、各施設ごとのライフサイクルコストの算出後に、予算の平準化などの視点を加味して調整する。

概算費用の平均値を平準ラインとして設定し、施設の補修内容や時期を調整することにより、平準化を実現する。

2－3. ライフサイクルコストの算出

予防保全型管理とした施設について、予防保全の場合と事後保全の場合のライフサイクルコストの比較を行う。予防保全に必要な工事の内容・費用・時期・使用見込み期限等の設定については、指針案に基づくとともに監督員との協議により決定する。

なお、コスト比較の結果、予防保全のコストが事後保全を上回った場合は、事後保全型管理に分類し直すものとする。また、検討の結果は、各施設ごとに「比較表」として取りまとめる。